

改正

現行

昭和 62 年 3 月 23 日
計 調 第 139 号
依 命 通 達

昭和 62 年 3 月 23 日
計 調 第 139 号
依 命 通 達

機械関係一般工事予定価格積算要領

機械関係一般工事予定価格積算要領

昭和 62 年 12 月 制定
令和 7 年 8 月 一部改正
最終改正

昭和 62 年 12 月 制定
平成 2 年 3 月 一部改正
平成 3 年 7 月 一部改正
平成 5 年 10 月 一部改正
平成 7 年 4 月 一部改正
平成 8 年 2 月 一部改正
平成 11 年 7 月 一部改正
平成 12 年 2 月 一部改正
平成 13 年 12 月 一部改正
平成 14 年 4 月 一部改正
平成 14 年 10 月 一部改正
平成 15 年 10 月 一部改正
平成 18 年 7 月 一部改正
平成 19 年 3 月 一部改正
平成 21 年 7 月 一部改正
平成 23 年 7 月 一部改正
平成 26 年 10 月 一部改正
平成 27 年 4 月 一部改正
平成 28 年 4 月 一部改正
平成 29 年 3 月 一部改正
平成 30 年 4 月 一部改正
平成 31 年 4 月 一部改正
令和 2 年 5 月 一部改正
令和 5 年 10 月 一部改正
令和 6 年 8 月 一部改正

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>1 基本的事項</p> <p>この要領は、機械工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>また、工事中に発生する残材に価値のあるときは、残材数量に残材価格を乗じた額を差引くものとする。</p> <p>この編に定めていないものについては、「公共建築工事標準単価積算基準」、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）」、「公共建築工事積算基準等資料」（以上、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <p>2 単価及び価格の算定</p> <p>単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等</p> <p>材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価</p> <p>複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費</p> <p>機械器具損料は、「土木関係積算標準・積算要領」の機械損料編による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ニ. 仮設材費</p> <p>仮設材は、「公共建築工事標準単価積算基準」の仮設による。なお、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算出する。</p> <p>ホ. その他</p> <p>「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(3) 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>1 基本的事項</p> <p>この要領は、機械工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>また、工事中に発生する残材に価値のあるときは、残材数量に残材価格を乗じた額を差引くものとする。</p> <p>この編に定めていないものについては、「公共建築工事標準単価積算基準」、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）」、「公共建築工事積算基準等資料」（以上、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <p>2 単価及び価格の算定</p> <p>単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等</p> <p>材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価</p> <p>複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費</p> <p>機械器具損料は、「土木関係積算標準・積算要領」の機械損料編による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ニ. 仮設材費</p> <p>仮設材は、「公共建築工事標準単価積算基準」の仮設による。なお、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算出する。</p> <p>ホ. その他</p> <p>「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(2) 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事</p>

改 正	現 行
<p>業者の諸経費を含む。) によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</p> <p>(4) 上記以外の単価及び価格</p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p> <p>3 歩掛り</p> <p>「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編及び第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。</p> <p>(1) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増を含む。</p> <p>(2) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p>(3) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p>(4) その他 「その他」は、表3-1の工種ごとの率による。</p> <p>4 単価及び価格の適用</p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第4編によるほか次による。</p> <p>(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</p> <p>(2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する見積書の構成及び見積りの内容は、「公共建築工事見積標準書式」（設備工事編）によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p> <p>5 設計変更時の取り扱い</p> <p>設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。</p>	<p>業者の諸経費を含む。) によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</p> <p>(4) 上記以外の単価及び価格</p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p> <p>3 歩掛り</p> <p>「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編及び第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。</p> <p>(5) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増を含む。</p> <p>(6) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p>(7) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p>(8) その他 「その他」は、表3-1の工種ごとの率による。</p> <p>4 単価及び価格の適用</p> <p>単価及び価格の適用については、第2編～第4編によるほか次による。</p> <p>(7) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。</p> <p>(8) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。</p> <p>(9) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(10) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(11) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。</p> <p>(12) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」（設備工事編）によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。</p> <p>5 設計変更時の取り扱い</p> <p>設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。</p>

改正

現行

表M 1-1-73

その他

細目	摘要	単位	名称	所要量	備考
土工機械 運転	バックホウ 0.13 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃料 (軽油) [L]	22.4	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.28 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械料 [供用日]	1.50	
			燃料 (軽油) [L]	34.4	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.45 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.50	
			燃料 (軽油) [L]	50.1	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
タンパ 60 ~ 80 kg	日	機械損料 [供用日]	1.33		
		燃料 (ガソリン) [L]	5.0		
		特殊作業員 [人]	1.00		
		その他	1式		
揚重機	揚重機 (4.8 ~ 4.9t)	日	揚重機賃料[日]	1	揚重機はトラックク レーン又はラフテレー ンクレーンとする。
足掛け	足掛け 22φ鋼製	個	足掛け [個]	1	
			鉄筋工 [人]	0.07	
			その他	1式	
運搬機械運 転	トラック 普通用 2t 積	日	運転手 (一般) [人]	1.00	
			燃料 (軽油) [L]	18.2	
			機械損料 [供用日]	1.13	
			その他	1式	

表M 1-1-73

その他

細目	摘要	単位	名称	所要量	備考
土工機械運 転	バックホウ 0.13 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃料 (軽油) [L]	22.4	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.28 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械料 [供用日]	1.64	
			燃料 (軽油) [L]	37.0	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
	バックホウ 0.45 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機械損料 [供用日]	1.64	
			燃料 (軽油) [L]	53.9	
			運転手(特殊) [人]	1.00	
			その他	1式	
タンパ 60 ~ 80 kg	日	機械損料 [供用日]	1.33		
		燃料 (ガソリン) [L]	5.0		
		特殊作業員 [人]	1.00		
		その他	1式		
揚重機	揚重機 (4.8 ~ 4.9t)	日	揚重機賃料[日]	1	揚重機はトラックク レーン又はラフテレー ンクレーンとする。
足掛け	足掛け 22φ鋼製	個	足掛け [個]	1	
			鉄筋工 [人]	0.07	
			その他	1式	
運搬機械運 転	トラック 普通用 2t 積	日	運転手 (一般) [人]	1.00	
			燃料 (軽油) [L]	18.5	
			機械損料 [供用日]	1.13	
			その他	1式	

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1機械工事の「土工」による。
 2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1機械工事の「柁」による。
 3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1機械工事の「機器搬入」による。
 4. 土工機械運転 (バックホウ) の「その他」の率対象は、燃料、運転手とする。
 5. 土工機械運転 (タンパ) の「その他」の率対象は、燃料、特殊作業員とする。
 6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。
 7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手、燃料とする。

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1機械工事の「土工」による。
 2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1機械工事の「柁」による。
 3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1機械工事の「機器搬入」による。
 4. 土工機械運転 (バックホウ) の「その他」の率対象は、燃料、運転手とする。
 5. 土工機械運転 (タンパ) の「その他」の率対象は、燃料、特殊作業員とする。
 6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。
 7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手、燃料とする。

改 正

現 行

第 4 編 電気設備工事

第 4 編 電気設備工事

第 1 節 共通工事

第 1 節 共通工事

1 配管工事

1 配管工事

1-1 一般事項

1-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1～表E1-1-4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

- (1) 1-1-1～表E1-1-4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
二種金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト及びボンディングに適用する。

- (1) 適用条件及び留意事項
 金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト・及びボンディングに適用する。

- (2) 細目工種

- (2) 細目工種

表 E 1-1-1

表 E 1-1-1

二種金属製可とう電線管

金属製可とう電線管

細目	摘要	単位	材料		雑材料	電工	その他	備考
			<u>二種</u> 金属製可とう電線管 [m]	附属品				
<u>二種</u> 金属製可とう電線管 (F)	F17	m	1.10	1式(電線管価格×0.5)	1式(材料価格×0.05)	0.026	1式	
	F24					0.035		
	F30					0.044		
	F38					0.054		
	F50		1.05			0.073		
	F63					0.099		
	F76					0.115		
	F83					0.138		
	F10					0.154		

細目	摘要	単位	材料		雑材料	電工	その他	備考
			金属製可とう電線管 [m]	附属品				
金属製可とう電線管 (F)	F17	m	1.10	1式(電線管価格×0.5)	1式(材料価格×0.05)	0.026	1式	
	F24					0.035		
	F30					0.044		
	F38					0.054		
	F50		1.05			0.073		
	F63					0.099		
	F76					0.115		
	F83					0.138		
	F101					0.154		

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。
- 2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。
- 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。
- 2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。
- 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

改正

現 行

1-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
 ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス及びケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。
 なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
 ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乗じる。

(2) 細目工種

表 E 1-1-5

細 目	摘 要	単 位	備 考
電 線 管	厚鋼電線管 (G) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	薄鋼電線管 (C) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	ねじなし電線管 (E) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線 び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線 び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線 び	線び用ジャンクションボックス	個	
線 び	線び用コンセントボックス	個	
位 置 ボ ッ ク ス	金属製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位 置 ボ ッ ク ス	合成樹脂製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位 置 ボ ッ ク ス	位置ボックス用ボンディング	個	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (ステンレス製)	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (合成樹脂製)	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	プルボックス用接地端子	個	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZM (1段積)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZM (2段積の2段目)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZA (1段積) ※Z35を含む	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZA (2段積の2段目) ※Z35を含む	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 AL (1段積)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 AL (2段積の2段目)	m	
防 火 区 画 貫 通 処 理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	丸形用 (壁、床)	か所	

1-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
 イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
 ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス及びケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。
 なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
 ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乗じる。

ニ. はしご形Z35の支持材は同等な溶融亜鉛めっき仕上げとする。

(2) 細目工種

表 E 1-1-5

細 目	摘 要	単 位	備 考
電 線 管	厚鋼電線管 (G) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	薄鋼電線管 (C) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	ねじなし電線管 (E) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠ぺい、露出配管	m	
電 線 管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線 び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線 び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線 び	線び用ジャンクションボックス	個	
線 び	線び用コンセントボックス	個	
位 置 ボ ッ ク ス	金属製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位 置 ボ ッ ク ス	合成樹脂製ボックス 隠ぺい、露出	個	
位 置 ボ ッ ク ス	位置ボックス用ボンディング	個	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (ステンレス製)	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	露出形 (硬質ビニル製)	m ²	
プ ル ボ ッ ク ス	プルボックス用接地端子	個	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZM (1段積)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 ZM (2段積の2段目)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 Z35 (1段積)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 Z35 (2段積の2段目)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 AL (1段積)	m	
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	はしご形 AL (2段積の2段目)	m	
防 火 区 画 貫 通 処 理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防 火 区 画 貫 通 処 理	丸形用 (壁、床)	か所	

改 正

現 行

表 E 1-2-18

電動機・電極その他結線

細目	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その 他	備考
		電 極 [組]				
電動機結線 直入始動方式	台		—	0.174	1式	
電動機結線 直入始動方式以外			—	0.348		
低圧コンデンサ			—	0.261		
電極結線	組		—	0.200		
電極	組	1	1式 (材料価格×0.02)	0.700		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

イ. 電動機その他接続材に適用する。

ロ. 電動機への接続（二種金属製可とう電線管）に適用する。なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

(2) 細目工種

表 E 1-2-19

細 目	摘 要	単 位	備考
電動機その他接続材	<u>二種</u> 金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆なし	か 所	
電動機その他接続材	<u>二種</u> 金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆あり	か 所	
電動機その他接続材	<u>二種</u> 金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆あり (防水)	か 所	

表 E 1-2-18

電動機・電極その他結線

細目	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その 他	備考
		電 極 [組]				
電動機結線 直入始動方式	台		—	0.174	1式	
電動機結線 直入始動方式以外			—	0.348		
低圧コンデンサ			—	0.261		
電極結線	組		—	0.200		
電極	組	1	1式 (材料価格×0.02)	0.700		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

イ. 電動機その他接続材に適用する。

ロ. 電動機への接続（金属製可とう電線管）に適用する。なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

(2) 細目工種

表 E 1-2-19

細 目	摘 要	単 位	備考
電動機その他接続材	金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆なし	か 所	
電動機その他接続材	金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆あり	か 所	
電動機その他接続材	金属製可とう電線管 (17) ~ (101) ビニル被覆あり (防水)	か 所	

改正

現行

表 E 1-2-38

ハンドホール(ア)

細目	摘要	単位	複合単価				材料		雑材料	特殊作業員	普通作業員	揚重機	その他	備考
			根切り	埋戻し	建設発生土処理	砂利地業	ブロックハンドホール	鉄ふた						
			[m ³]	[m ³]	[m ³]	[m ³]	[基]	[個]			4.9t			
ハンドホール ブロック	H ₁₋₆	基	2.84	2.30	0.54	0.09	1	1	1式 (材料価格 ×0.05)	1.13	0.470	0.200	1式	機械 据付け
	H ₁₋₉		3.73	3.04	0.69	0.09				1.13	0.470	0.200		
	H ₂₋₆		4.08	2.98	1.10	0.15				1.13	0.470	0.200		
	H ₂₋₉		5.33	3.90	1.43	0.15				1.13	0.470	0.200		

- (注) 1. 分割数(側塊)による各作業員及び揚重機の計算式は次による。
 特殊作業員(人)は、0.47+0.33n、普通作業員(人)は、0.15+0.16n、揚重機は、0.1n
 n:ブロックハンドホールの分割数
 2. 揚重機は、トラックレーン又はラフテレーンクレーンとする。
 3. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 E 1-2-39

ハンドホール(イ)

細目	摘要	単位	複合単価				材料		雑材料	特殊作業員	普通作業員	その他	備考
			根切り	埋戻し	建設発生土処理	砂利地業	樹脂製ハンドホール	鉄ふた					
			[m ³]	[m ³]	[m ³]	[m ³]	[基]	[個]					
樹脂製 ハンドホール	H _{P45}	基	1.41	1.23	0.18	0.05	1	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.514	0.154	1式	人力 据付け
	H _{P60}		2.11	1.75	0.36	0.07				0.548	0.188		

- (注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び普通作業員とする。

表E1-2-40 ~表E1-2-41 改定なし(番号繰り下がり)

表E1-2-38 ~表E1-2-39

改 正

現 行

改訂履歴

昭和 62年 12月 制定
 平成 2年 3月 一部改正
 平成 3年 7月 一部改正
 平成 5年 10月 一部改正
 平成 7年 4月 一部改正
 平成 8年 2月 一部改正
 平成 11年 7月 一部改正
 平成 12年 2月 一部改正
 平成 13年 12月 一部改正
 平成 14年 4月 一部改正
 平成 14年 10月 一部改正
 平成 15年 10月 一部改正
 平成 18年 7月 一部改正
 平成 19年 3月 一部改正
 平成 21年 7月 一部改正
 平成 23年 7月 一部改正
 平成 26年 10月 一部改正
 平成 27年 4月 一部改正
 平成 28年 4月 一部改正
 平成 29年 3月 一部改正
 平成 30年 4月 一部改正
 平成 31年 4月 一部改正
 令和 2年 5月 一部改正
 令和 5年 10月 一部改正
 令和 6年 8月 一部改正
 令和 7年 8月 一部改正